

議案第 123 号

令和 3 年度宝塚市一般会計補正予算（第 9 号）

資料 4 新型コロナウイルスワクチン接種に起因する健康被害で国が認めた実態の内訳

1 制度概要

新型コロナウイルスワクチンを接種したことに起因する健康被害について、厚生労働大臣が予防接種との因果関係を認定した場合、予防接種法第 15 条第 1 項に基づき、給付を行う。

給付に要する費用は、予防接種法第 25 条第 2 項に基づき、市町村が支弁する。

市町村が支弁する費用については、予防接種法附則第 7 条第 3 項に基づき、国が全額負担する。

2 申請状況

国に対し、新型コロナウイルスワクチン接種と健康被害の因果関係を審査するよう、市へ給付申請があったもの。現時点では、国が認定しているものではない。

給付申請状況（令和 3 年 9 月 6 日時点・接種日順）

	接種日	年齢・性別	医療費	医療手当	給付申請額
A	R3. 4. 26	40 歳代 女	25,920 円	74,000 円	99,920 円
B	R3. 6. 7	60 歳代 男	55,790 円	72,000 円	127,790 円
C	R3. 6. 20	30 歳代 女	44,620 円	35,000 円	79,620 円
D	R3. 7. 1	80 歳代 女	16,440 円	35,000 円	51,440 円
E	R3. 7. 29	30 歳代 女	87,460 円	70,000 円	157,460 円
合計額			230,230 円	286,000 円	516,230 円

3 補正予算について

(1) 歳出 新型コロナウイルスワクチン接種健康被害救済給付金

1,540 千円

令和 3 年 9 月 6 日までの申請は高齢者及び医療従事者等の優先接種者（約 70,000 人）のうちからであり、対象人口全体（約 210,000 人）を勘案し、約 3 倍を給付所要額と見込む。

$516,230 \text{ 円} \times (210,000 \text{ 人} \div 70,000 \text{ 人}) = 1,548,690 \text{ 円}$

(2) 歳入 ※充当先：4 衛 1 保 2 予 0 2 0 新型コロナウイルスワクチン接種事業
健康被害救済制度処理費補助金（10/10）

1,540 千円